



2023年1月31日

各 位

会社名 サムティ株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 靖展
(東証プライム市場・コード3244)
問合せ先 経営企画部 IR室 定塚 泉美
電話番号 03-5224-3139

監査等委員会設置会社移行、定款の一部変更及び
監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ

当社は、2023年1月31日開催の取締役会において、2023年2月27日開催予定の第41期定時株主総会での承認されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議し、これに伴い同定時株主総会に定款の一部変更及び監査等委員会設置会社への移行後の取締役候補者の選任を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

(2) 監査等委員会設置会社への移行時期

2023年2月27日開催予定の第41期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

- ①監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- ②会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号。以下「整備法」という。）の施行日（令和4年9月1日）において、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第128条第1項に規定する振替株式を発行しており、整備法第10条第2項の規定により、当該施行日をその定款の変更が効力を生ずる日とする電子提供措置をとる旨の定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなされているところ、今般、これを現行定款に反映させること及び株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款を変更するものです。

(i) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。

(ii) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。

(iii) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年2月27日（予定）

定款変更の効力発生日 2023年2月27日（予定）

なお、2023年1月31日付け「第41期定時株主総会の「継続会」の開催方針に関するお知らせ」に記載のとおり、第41期定時株主総会については、別途継続会を開催し、第41期決算報告等を行わせていただく予定です。ただし、本定款変更については、承認された場合、本総会休会の時（2023年2月27日の審議終了時）をもって効力が発生するものとする予定です。

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

(2023年2月27日開催予定の第41期定時株主総会に付議予定)

(ふりがな) 氏名	新役職名	現役職名
おがわ やすひろ 小川 靖展	代表取締役社長	同左
まつい ひろあき 松井 宏昭	常務取締役 経営管理本部担当	同左
もりた なおひろ 森田 尚宏	常務取締役 建築設計部及び海外 事業担当	同左
てらうち たかはる 寺内 孝春	常務取締役 東京支店・札幌支店・福岡支店及 びグループ営業推進部担当	同左
おおかわ じろう 大川 二郎	取締役 大阪営業部・名古屋支店 及び広島支店担当	同左
かわい じゅんこ 河合 順子	社外取締役	同左
さわ としひろ 澤 利弘	社外取締役	社外監査役
おおいし まさつぐ 大石 理嗣	社外取締役	監査役
あべ とうよう 阿部 東洋	社外取締役	(新任)

※役員の新役職につきましては、第41期定時株主総会後に開催される取締役会にて決議される予定です。

(ご参考)

新任取締役候補者の略歴等

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式数
あべ とうよう 阿部 東洋 (1971年11月27日生)	1994年4月 大和証券(株) (現(株)大和証券グループ本社) 入社 2019年4月 大和証券(株)公共法人部長 2021年4月 (株)大和証券グループ本社経営企画部長兼大和証券(株)経営企画部長 2021年4月 大和企業投資(株)取締役 (現任) 2021年4月 大和PIパートナーズ(株)取締役 2021年4月 (株)大和ファンド・コンサルティング取締役 2021年4月 Global X Japan(株)監査役 2021年6月 (株)マネーパートナーズグループ社外取締役 (現任) 2022年4月 (株)大和証券グループ本社執行役員経営企画部長兼大和証券(株)執行役員経営企画部長 (現任) 2022年5月 (株)DG Daiwa Ventures取締役 2022年9月 (株)DG Daiwa Ventures代表取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)大和証券グループ本社執行役員 経営企画部長 大和証券(株)執行役員 経営企画部長 大和企業投資(株)取締役 (株)マネーパートナーズグループ社外取締役 (株)DG Daiwa Ventures代表取締役	0株

(2) 監査等委員である取締役候補者

(2023年2月27日開催予定の第41期定時株主総会に付議予定)

(ふりがな) 氏名	新役職名	現役職名
こい みつすけ 小井 光介	社外取締役 監査等委員	社外監査役 (常勤)
さんべい しょういち 三瓶 勝一	社外取締役 監査等委員	社外取締役
こでら てつお 小寺 哲夫	社外取締役 監査等委員	社外取締役
むらた なおたか 村田 直隆	社外取締役 監査等委員	社外取締役

(3) 退任予定の取締役・監査役

(ふりがな) 氏名	現役職名
もりやま しげる 森山 茂	代表取締役会長
えぐち かずし 江口 和志	取締役副会長
やまのうち あきら 山内 章	社外取締役
はら みきお 原 幹夫	社外監査役

(2023年2月27日開催予定の第41期定時株主総会休会の時 (2023年2月27日審議終了時) をもって退任予定)

以上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める「株式取扱規則」</u>による。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は<u>取締役会から委任を受けた取締役の決定</u>によって定め、これを公告する。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会の決議又は取締役会から委任を受けた取締役の決定によって定める「株式取扱規則」</u>による。</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 <u>監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）を除く。）</u>は、<u>9</u>名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第28条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の1週間前までに</u></p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第26条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の1週間前ま</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>で各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(監査役会規程)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p>
<p>第33条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める「<u>監査役会規程</u>」による。</p>	<p>第31条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める「<u>監査等委員会規程</u>」による。</p>
<p>(報酬等)</p>	
<p>第34条 <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役との責任限定契約)</p>	
<p>第35条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第36条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第32条～第33条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第38条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>第34条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第39条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第35条～第37条 (現行どおり)</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p>
<p>第42条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。未払い配当金には利息を付さない。</u></p>	<p>第38条 <u>配当金が、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。未払い配当金には利息を付さない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 (監査役との責任限定契約に関する経過措置) <u>第41期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</u></p>